

第6期嬉野市農業委員会
第9回定例総会議事録

令和4年 4月1日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第9回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間提の浦 車両進入口拡幅	R4.4.1	報告
	2	岩屋川内苧漬川 農機具倉庫	R4.4.1	報告
報告第2号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	久間道徳 外10筆 鉄塔建替工事	R4.4.1	報告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	吉田樋口 外23筆	R4.4.1	決定
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定(中間管理機構)		
	塩1~8	真崎大牟田西 外12筆 賃借権・使用貸借権	R4.4.1	承認
	嬉1~22	吉田樋口 外37筆 賃借権・使用貸借権	R4.4.1	承認
	市1~12	谷所二本柳 外17筆 賃借権・使用貸借権	R4.4.1	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間一本松 売買	R4.4.1	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野三坂 建売分譲住宅	R4.4.1	許可
	2	下宿一本桜 資材置場	R4.4.1	許可
	3	下宿五本松 駐車場及び庭	R4.4.1	許可
	4	岩屋川内苧漬川 太陽光発電設備設置	R4.4.1	許可
	5	岩屋川内苧漬川 太陽光発電設備設置	R4.4.1	許可
	6	岩屋川内苧漬川 太陽光発電設備設置	R4.4.1	許可

議案第5号		非農地証明願について		
	1	久間本志田原 外5筆 駐車場	R4.4.1	決 定
	2	久間古子 外3筆 工場敷地	R4.4.1	決 定
議案第6号		下限面積（別段の面積）の設定について	R4.4.1	決 定

第6期嬉野市農業委員会 第9回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 4月 1日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 4月1日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 4月1日 午後2時50分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	議事録署名
2	西田 昭義	○		9	永尾 文治	○	憲章朗読 議事録署名
3	山口智佐代	○	事前審査班長	10	團 達美	○	
4	峰 正己	○		11	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○		12			
6	前田 安一	○					

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	持田 晋作	×	主査
永田 良子	○	主査			

農業委員会以外の出席者： 農業政策課 副課長 松本 義郎

6 議 案

報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
議案第1号	農用地利用集積計画の解約について	16件
議案第2号	農用地利用集積計画の決定について	別添
議案第3号	農地法第3条の規定による申請の許可について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第5号	非農地証明願について	2件
議案第6号	下限面積（別段の面積）について	別紙

7 その他

す。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から8番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表2ページから4ページ、利用権設定 嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から22番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から22番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページから4ページをご覧ください。
利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から22番についてです。
貸し手人は 東吉田の ○○○○ 様 外20名様、
借り手人は 東吉田の ○○○○ 様 外13名様です。
所在地は、大字吉田 樋口 ○○○○番 外37筆、
地目は田と畑、田の面積が53,739㎡、
畑の面積が3,740㎡、田畑合計で57,479㎡です。
利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は3年から10年で新規及び再設定です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から22番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から22番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分整理番号1番から22番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表5ページから6ページ、利用権設定 嬉野市の分です。お諮りします。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号1番から12番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

譲渡人は 今寺の ○○○○ 様、

譲受人は 三坂の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字下宿 一本桜 ○○○○番 、地目は田、

面積は 526 m²です。

農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場です。

事由は、現在の資材置場が手狭になり、別途資材置場が必要なため転用したい。

とうことです。東は畑・道路、西は里道、南は道路、北は田 です。

売買価格は、反当たり 950,570 円、全体で 500,000 円です。

図面は25ページから26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここは手前が道路になっていて、沢の方が2mほど下がったところにそして、真中に水路がありますので、そこを大水の時結構流れると前の家の人が言っておられましたので、大き目なヒューム管をお願いしたところです。手前の方は○○さんの資材置場がありまして、中間が向こうが畑がちょこっと上がっておりますので、埋める予定だそうです。別に問題は無いと思いますので宜しくお願いします。

議 長

山口委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

100ぐらいのパイプから200から300の大き目なパイプを埋められると言うことです。三方を法面にされるということですので別だって問題は無いと思います。どうかよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

道路べたには側溝はいれとですか。

地域担当・班長

側溝は別に必要はないと思いますけど。

事 務 局

側溝はなかです。

地域担当・班長

前から無かです。横しもなかけんが。

委 員

道のいたとったい。市道やろだい。

事 務 局

大き目のパイプにされて、既存の左側の水路と合致するようなことに計画ではなっています。奥に通路があるとですよ。

委 員

道路のとこばいいよんしゃつとやろ

事 務 局

道路のとこは、側溝は無かです。

委員 道路並みに埋めると
地域担当・班長 はい
委員 あった場合は、建設課の方から指導のあつとじゃなかと
地域担当・班長 資材置場の方も側溝は無かけんですね。そこぼっかい側溝はをはめても意味の
なかと思います。
委員 道路と田んぼ境は建設課がずっとやる。
地域担当・班長 法面がどんぐらい勾配になつたでしょうね。
委員 垂直にたつとたよね
委員 この道路は、一般の道路ですか、市道ですか。
事務局 里道となっています。
委員 コンクリをしてあるやろが、こいは、地元でしとるとじゃなかと。市でせんもん。
事務局 図面にはですよ、里道境界線が入っておりますので、そこは境界はできるのか
なと思います。
地域担当・班長 法面の方はね。
議長 埋め立てた後は、地元と協議して、境界を決めんばいかん
委員 里道も市でしょ
議長 里道は市ではせんやろ
委員 所有権上は里道は管理簿上は市になつとですもんね。そして実際の管理は地元
にしてもらいよつて言うことで、両方見てもらうことで
議長 市は立ち合いはしよらんとやる。里道立ち合いは。
委員 実際はしよらんじゃいわからんね。名義上は市がするようになってますので。
地域担当・班長 埋める前にせんぎわからんですもんね
委員 字図上は水路は無かたいね。わざわざあすこまで上から流れるとやろか。
地域担当・班長 上が田んなかになつとです
地域担当・班長 土地家屋士さんが入つておられるのでその辺は間違いないと思いますけど。
事務局 建設課・農林整備課とは協議をしてくださいとつたえております。
議長 他にありませんか。
委員 「無し。」と呼ぶ者あり。
議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]
議長 異議無しと認めます。
議長 議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。
.....
議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番です。

貸付人は 兵庫県神戸市の ○○○○ 様、
借受人は 武雄市の ○○○○ 様 です。
所在地は、大字 下宿 五本松 ○○○○番、地目は畑、
面積は 192 m²です。
農地区分は第 3 種農地（第一種住居地域）、用途目的は駐車場及び庭です。
事由は、隣地○○○○の賃貸住宅を借りましたが、敷地に余地がなく、申請地
を既に一部駐車場として転用されているため利用し、残地を洗濯干場・庭とし
て転用したい。
東・西は学校用地、南は宅地、北は学校用地 です。
賃借料は、1 か月 30,000 円 年間 360,000 円（建物・賃料含む）
既に駐車場として利用されていたため、始末書が添付されております。
図面は 27 から 28 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長 團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
地域担当 ここは、前回非農地でお願いしたところですけど、そこは農地でぴしゃっとして
おりましたので、農地の除外はでけんと言うことです、今夏はですね、借り手
も見つかっておりますし、借り手の人が、農地をですね洗濯干し場とか庭にした
いということで、よろしくをお願いします。

議 長 山口 委員、班長としての報告をお願いします。
班 長 昨年の 12 月の時の議案でした。その時は、野菜などが植わっていましたが、
現在では野菜も何も無く、洗濯台をシュミレーションしたみたいな感じで置いて
ありました。問題ないと思います。どうかよろしくをお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 3 番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長 お諮りします、整理番号 4 番、5 番、6 番については同一案件でありますので
一括審議したいと思いますが、異議ありませんか。
委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長 異議無しと認めます。しれでは、整理番号 4 番、5 番、6 番について事務局の
説明を求めます。
事 務 局 整理番号 4 番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様、
借受人は 長崎県南島原市の ○○○○ 様

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 ○○○○番 地目は畑、
面積は 2,098 m²。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。
事由は、申請地は耕作の継続が難しく、今後の農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備設置として転用したい ということです。

東・西は畑、南は畑・雑種地、北は畑 です。

賃借料は、反当たり 23,832 円、年間で 50,000 円です。

図面は 29 ページから 30 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

.....

事務局 議案書 22 ページ、整理番号 5 番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様
借受人は 長崎県南島原市の ○○○○ 様です

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 ○○○○番 地目は畑、
面積は 1,680 m²。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置 です。
事由は、申請地は耕作の継続が難しく、今後の農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東・西は山林・畑、南は里道・畑、北は山林 です。

賃借料は、反当たり 29,762 円、年間で 50,000 円です。

図面は 31 ページから 32 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

.....

事務局 整理番号 6 番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様
借受人は 長崎県諫早市の ○○○○ 様です

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 ○○○○番 地目は畑、
面積は 1,508 m²。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置 です。
事由は、申請地は耕作の継続が難しく、今後の農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東は山林・畑、西・南は畑、北は畑・山林 です。

賃借料は、反当たり 33,156 円、年間で 50,000 円です。

図面は 33 ページから 34 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長

永尾 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

今、見えているところは山ですね。こがんとこに太陽光ばつけんしゃつとやろかて言うごとですね、太か木の植わつとつです。そこば切つてしゅうでちゃ、もつと手前の広かこの手のいらんとこのあつとばつてんねて話しよつたです。ここばしんさつてもですよ、水はけも問題は無いと思います。もういっちょ片一方のほうはですね、写真よりもこっちの方もあつとばつてんが、ここも高さ的には同じぐらいの高さでくつですもんね、水はけも流れも問題ないと思います。どこまでがどこまでか中に入られん件ですよ、水がどこさん流れるやろかて言うことは見えんですけど、流れには問題ないと思います。

議長

山口 委員、班長としての報告をお願いします。

班長

畑なのか、山なのかわからない状態で境界線も全くわからない状態でした。ここは木を伐採されて、されるということでしたので、時間はかかるし、伐採してしまつたら日当たりはありいいのかなと思つました。どうかよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

4番と5番、6番一緒ですけども長崎県の南島原市たいね、なんか投資目的で誰か紹介したとですか。ただたんい借受人がですよこの人たちがここはよかよて言うて太陽光ばしちやつたとやろか。それとも、だいか中に入つてですよ、この一帯は太陽光にしますて言うことで、この借受人さんたちは投資目的で、太陽光場ばしちやつとやろうか。そこらへんは関係なかつて言うぎ関係無かとかやろうけど。南島原の方が、住所はちょっと違つたいね。どういつた形での、そこに目をつけられたとやろか。そこらへんわかつてですか。

事務局

多分、推測ですけど、5番の借受人の〇〇〇〇さんて太陽光の社長さんなんです。その方の話で、低圧ですつために職員さんに分散してあるとじゃなかかなと思つはしたんですけど。資金照明も経済産業省もこの名前を通つている件ですね。問題は、全然書類的には無い状態です。

委員

所有者の方も荒れる都よりは貸しとつた方がよかたいね。

事務局

現況山林てあんまりなかとですけどね。ここは山林で、伐採にかなりお金がかかると言うことはいいよらしたです。

委員

場所ですけども、県道があつて、集落があつて、牟田池があつて、そして野原牟田池の近く

議長

〇〇さんをお願いします。

推進委員

(地図で説明)

議長

他にありませんか。

委員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 北下久間の ○○○○ 様

所在地は、大字久間 古子 ○○○○番 外3筆、

地目は田・畑、面積は田が 870 m² 畑が 628 m² 田畑合計で 1498 m²。

用途目的は、工場敷地です。

事由は、昭和52年・昭和55年に工場敷地として農地法の許可を受け、使用開始していましたが、転用完了証明が未提出であり、また一部申請がなされていないことが分かり、今回の申請となりました。登記地目を変更するため転用完了証明書と非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東は道路・宅地、西は宅地・道路・田、南は道路、北は宅地・道路 です。

図面は38ページから39ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

梶原 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

先ほどと一緒に、転用完了証明書が出されてなくて、今回転用証明書と地目の変更みたいな感じで、非農地証明と言うことで、新しく○○○○さんは工場を新設されていますので、ここは旧工場と言うことで、将来的には売られるんじゃないかと思えます。工場自体を。この3倍て言わないぐらいの大きい工場つくられていますので、よろしくお願いします。

議 長

山口 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

地域担当・班長

今、梶原さんがおっしゃった通りでございます。どうかよろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

工場敷地で当初からも目的は変わってないんですけども、転用完了証明書を再度受けると言うことで、わざわざ非農地証明を出すと言うことで。

委 員

完了届は完了届また、非農地証明は非農地証明のものとですよ。完了証明は出さんばいかんとばってん、ここで見るごと、○○○○とですよ、○○○○と○○○○まで、ここは完了届ば出さんばいかん。○○○○が非農地証明、申請しちゃれんで建って言うこと。そいけんが、あの木が立っけんが、申請しちゃれんやったということ。完了証明は完了証明で出して、非農地証明は非農地証明で出さんばいかんて言うこと。

事務局

当時の転用完了証明書は2通出さんばですね。52年と55年の2つと、申請のなかった今回の分が非農地証明になります。

委員 下限面積の新規就農者の20aと言うことで、農業経営基盤強化促進法と言うことであって、先ほど、1番の方で36a借りかれる方がこの方牛島さんですかね、この方は、新規就農者なんですかね。

事務局 牛島さんは、すでにハウスを取得されていますので、今回は拡張に伴うものです。

委員 農地法3条で農地を求める時貸し借りをするときと、農業経営基盤強化促進法で貸し借りする場合とは、下限面積の取り扱いが違うと言うことですね。

事務局 貸し借りは、下限面積は50とは設定してないと聞いております。

議長 他にございませんか。

委員 「無し」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。下限面積（別段の面積）について、令和4年度の下限面積は、50アールと設定する。ただし、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者は20アール及び空き物件利用希望者0.05アールとする別段の面積を設定することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定することについて、令和4年度の下限面積は 50アール と設定する。ただし、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者は20アール及び空き物件利用希望者0.05アールとする別段の面積を設定することに決定しました。

(午後 2 時 50分 閉会)